

## 佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年4月23日(火)午後1時30分から午後2時40分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 農業委員 (8人)

会長	1番	星山隆啓
	3番	日下正人
	4番	笠井博美
	5番	國原和彦
	6番	長江操
	7番	大西克史
	8番	森本允補
	10番	松長護
農地利用最適化 推進委員(4人)	高樋地区	11番 河原功
	嵯峨地区	12番 大岩和久
	宮前東地区	13番 池田吉信
	宮前西地区	14番 中野實

4. 欠席委員 (2人) 2番 山本光雄  
9番 大仲香織

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第10号 荒廃農地に係る非農地判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本利也

書記 栗原美幸

## 7. 会議の概要

事務局 ただ今から、平成31年4月総会を開会いたします。  
はじめに、星山会長 よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。

本日、山本光雄職務代理と、大仲香織委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は、10名中8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を星山会長をお願いいたします。

議 長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。  
(異議なし)

それでは、6番 長江操委員、7番 大西克史委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の栗原美幸さんを指名いたします。

それでは、日程第3の議案第8号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議案に供します。

事務局より、議案第8号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案5件でございます。議案第8号は、すべて地権者から賃借人に直接権利を設定する件です。

佐那河内村長より平成31年4月15日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定の計画が3件、新規の利用権設定の計画が2件で、面積は6,530㎡です。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

整理番号1の権利の種類につきましては賃借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、XXXXXXXXXXさんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、XXXXXXXXXXさんです。土地の所在地については、XXXXXXXXXX2番地、現況 田、931㎡、XXXXXXXXXX32番地、現況 田、928㎡で、利用目的は水稻です。借賃については、10aあたり15,700円であり、2筆で29,186円になります。始期は令和元年5月1日から終期は令和2年4月30日の1年契約です。XXXXXXXXXXさんとXXXXXXXXXXさんは、以前利用権設定をして耕作はされておりましたが、契約の更新の手続きが昨年できておらず、今回実質再設定となりますが、1年期間が空いておりますので新規申請で受付しています。

地区担当は山本委員ですが、本日欠席の旨ご連絡いただいたおりに、綺麗に管理されているので特に問題はありません。という事をお伺いしています。

以上です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ただいま説明がありました。いかがでしょうか。

場所は中学校の下ですかね。今も水稲作っているのですか。

13番 追上上がって行く道の下の際の。もう一人誰か借りています。

事務局 ■さん。若い方が借りている隣です。この方が借りようかという話が出ていたのですが、もう1年されるといふ事です。

議長 一回借りてて、契約が切れたのですよね。

事務局 そうですね。一年後は借りる予定は無いという事です。

議長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号2の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■さんです。土地の所在地については、■27番地2、現況 畑、1,524㎡で、利用目的は菌床椎茸です。借賃については、10aあたり78,740円です。始期は令和元年5月1日から終期は令和4年4月30日の3年契約です。こちらも担当は山本委員ですが、更新について問題は無いという事でお聞きしております。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。場所分かる方は。

13番 地図は、運動公園の上になります。だいぶ広いのですが、全部は菌床栽培出来る状態では無いですが、一つか二つのハウスは手入れしています。「冬虫夏草」と言っていた所です。

議長 前に見に行った所ですか。

6番 草刈りで。

13番 公害が出るものでは無いですね。

議長 ■さんは、全然儲けて無いのですか。

13番 稼働はしていないと思います。

議長 それでは、整理番号2について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号2は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号3の権利の種類につきましては使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■

■さんです。土地の所在地については、■■■■ 71番地1、現況 田、447㎡で、利用目的は水稲です。始期は令和元年5月1日から終期は令和6年4月30日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

3番 場所は、3ページになります。根郷の■■■■の真向かいの細長い田んぼです。冬は菜の花を■さんがして、これから田んぼにかかります。問題無いと思います。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

■さん、入り口の家の■さんですか。

3番 ■の方の。

議長 そうですか。

議長 それでは、整理番号3について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号3は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号4について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号4の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■

■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■ ■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■ 4番地1、現況 田、981㎡、■■■■ 4番地2、現況 田、396㎡で、利用目的は水稲及び野菜です。借賃については、10aあたり14,525円であり、2筆で20,000円になります。始期は令和元年5月1日から終期は令和3年10月31日の2年6月契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

私が説明します。場所は4ページ。朝宮橋を神山方面に行ってすぐ左側にあります。4-1と4-2があります。4-1の3分の2ぐらい分かれていて、東側の方を■さんが耕作することになっています。4-2はそのまま耕作します。今は水稲、冬は菜の花を作っています。■さん、熱心に行っていますので問題無いと思います。

議長 それでは、整理番号4について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号4は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号5について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号5の権利の種類につきましては賃借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■ ■■■■さんで、利用

権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[ ]さんです。土地の所在地については、[ ]48番地、現況 田、638㎡、[ ]95番地、現況 田、685㎡で、利用目的は野菜です。借賃については、10aあたり7,560円で、2筆で10,000円になります。始期は令和元年5月1日から終期は、令和2年4月30日の1年契約です。なお、[ ]48番地及び[ ]95番地につきましては、[ ]さんと利用権による賃貸借契約を結んでおりましたが、平成31年4月10日付けで合意解約が成立し、同日付けで農業委員会に通知がありました。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

私が説明します。場所は5ページで、[ ]95というのが中辺橋から西の通りの一番南側ですかね。それと48が[ ]の前にあります。両方ともいつでも耕作出来る状態です。[ ]さんは村の協力隊で、今年度の途中で切れるという事ですが、これからも農業続けるという所でございます。

説明しましたけれど、何かご質問はありますか  
とりあえず1年という事で。新規就農者なので。

6番 前に言っていた酒米というのは。

事務局 そこですね。あれは、とりあえず面積足りないとの事です。

今ある話が、八多地区の人が入って酒米では無いですけど、出来たらいいなと言う話があります。とりあえず、酒米の話は止まった状態です。

議長 それでは、整理番号5について、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号5は原案のとおり決定いたしました。  
次に、議案第9号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を、議案に供します。

事務局より、議案第9号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをご覧ください。議案第9号の農地法第3条第1項の規定による許可申請は、1議案1件で、所有権の移転に関する件です。

整理番号1の譲渡人の住所、氏名は、[ ]さんで、申請の理由は労力不足であり、譲受人の住所、氏名は、[ ]さんです。土地の所在地については、[ ]51番地1、現況 田、2,000㎡、[ ]51番地2、現況 田、1,293㎡です。

また、本件につきましては、譲受人が取得後の耕作等の事業に供すべきすべての農地を利用すること、労働力、機械、技術、通勤距離など問題はありません。農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。  
補足説明がありましたら、あわせてお願いします。
- 8 番 場所は、寺谷の草刈りした所です。今現在トラクターで綺麗に畑にしています。ハウスは建てられるけど、建物は駄目です。野菜作るようにしています。おかげで草ボーボーが無くなってスッキリした感じです。
- 議 長 元々は、■■■さんという方が持っていたのですよね。
- 4 番 建物たてれないというのは、どういった理由になりますか。
- 議 長 佐那河内では、農業に関することなら大丈夫です。例えば直売所作るとか。建物でも、中で園芸物作るとか。農業以外でするのは駄目です。
- 事務局 生産性に寄与するものであれば。
- 議 長 公的な分は大丈夫です。
- 事務局 農業従事者の就労機会の増大に寄与する施設。と言ったら、病院とか介護施設は大丈夫です。この間みたいに資材置き場にしてからのといったことは違法です。
- 議 長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。  
(異議なし)
- 議 長 異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。  
次に、議案第10号「荒廃農地に係る非農地判断について」を、議案に供します。
- 事務局より、議案第10号の朗読と説明をお願いします。
- 事務局 議案書の3ページをご覧ください。非農地通知の申出が1件ありましたのでご説明をいたします。  
まず、非農地通知についてご説明いたします。  
非農地通知は、以前は農地であった土地のうち、自然荒廃等により現在の土地の状況が農地とは認められない状態にあるものについて交付することができます。一般的に農地への復元が不可能または著しく困難であることや、耕作条件が非常に悪く、後継者も存在しない農地などで、非農地にすることが農地行政上支障がないと認められる場合に交付することができます。ただし、人為的な違法転用案件については非農地通知で対応することはできません。  
また、農用地区域内の土地である場合、非農地証明は、原則受付られません。非農地通知については農用地区域内の土地のまま非農地とすることができます。しかし、農用地除外を行わない限り開発・転用等はできません。  
今まで、農地パトロールのときに、事務局を含む農業委員で現地確認をして非農地であると判断した農地に非農地通知をしておりましたが、原則、農地パトロールでは管内のすべての農地を確認することとなっているにもかかわらず非農地の判定が出来ていない農地について、本来随時農地パトロールを行って非農地通知を発行する必要があるのですが、今まで佐那河内村ではその運用がされておらず、近年、農地パトロールで立ち入れないような場所での非農地判断を求める村民の声も多くありましたので、4月よりこの資料

3の様式にて、所有者より申請があった場合には対応することにいたしました。今後、申請があった場合は、農業委員会会長、地元農業委員、事務局にて現況を確認し、総会にて非農地判断の議決を行うという流れで手続きを行うようになります。

今回の申請者の住所、氏名は[ ]さんで、申請地の所在は、[ ]75番地1、登記地目 田、231㎡、[ ]75番地2、登記地目 田、99㎡です。添付されている位置図をご覧ください。

今回の申請地は、徳円寺へ向かう道の途中、嵯峨の水源地の方へ山を分け入ったところにあります。

平成31年4月12日に、星山隆啓会長、松長護委員及び事務局で状況を確認しております。現況について、農地に復元しがたい状態が認められ、非農地判定による周辺農地への被害発生の恐れは小さいと思われま

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

議 長 現地見に行きましたら、杉林になっております。復元するのは不可能ではないかと思われま

公図とか謄本は無いのですか。

事務局 非農地証明の時には提出してもらっています。それについては、例えば、20年経過してても出せます。

議 長 それでは、議案第10号について、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、議案第10号は原案のとおり非農地とすることに決定いたしました。

なお、この議決により、所有者に非農地通知を送付することになります。現場行きましたけど、下に田んぼあるので全部非農地ですね。

事務局 まわれるのであれば、農地パトロールで行くのですが、現実的に行くのが不可能な所ですので。今後、上がれないような所があったら、徳島市にも問い合わせましたけれど、反対側からの写真を撮ったり、航空写真を撮って山まで入れません。という事を確認出来たらそれに対応したりしているよう

議 長 個人で出してくれたのがしやすいですね。

事務局 他の所でやってるのが、非農地通知を出す場合でも申出に基づいて、向こうの申請に応じて通知を出しましたという所もあるようです。

議 長 一応、非農地も議決しなければならないという事です。

事務局 今まで連絡協議事項でしていた分も、これからは総会の中で議決を経て送るような形になります。農地パトロールの分は今年からです。

議 長 この方は、非農地にしたら利点はあるのですか。

税金は多少安くなりますよね。

事務局 売買するときに。3条ではいきませんよね。農地から一度外すという、

そういう所からになると思います。

議 長 次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知書、いわゆる合意解約の通知が1件ございましたのでご報告します。

先程の案件で報告しましたが、土地の所在地は、[ ]48番地、現況田、638㎡、[ ]95番地、現況田、685㎡で、賃貸人の[ ]さんと、賃借人の[ ]さんとの間で、利用権による賃貸借契約をしておりましたが、平成31年4月10日付けで合意解約が成立し、同日付けで農業委員会に通知がありました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。

議 長 ただいまの報告について、いかがでしょうか。

(異議なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成31年4月総会を閉会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 星山 隆啓

佐那河内村農業委員会委員 長江 操

佐那河内村農業委員会委員 大西 克史